

諮問庁：財務大臣
諮問日：令和4年4月11日（令和4年（行情）諮問第262号及び同第263号）
答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第889号及び同第890号）
事件名：特定被疑事件に関し特定地方検察庁等に任意提出した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
特定被疑事件に関し特定地方検察庁等に任意提出した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年10月11日付け財理第3473号により財務大臣（以下「処分庁1」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分1」という。）及び同日付け近財総第212号により近畿財務局長（以下「処分庁2」といい、処分庁1と併せて「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

本件において法8条に基づく存否応答拒否は認められない。

また、同条に基づく存否応答拒否を行うためには、「必要にして十分な拒否理由を提示」（東京高判平成20年5月29日（以下略））する必要があるところ、原処分は「必要にして十分な拒否理由を提示」していない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

（1）原処分1について

ア 令和3年8月11日付け（同日受付）で、法3条に基づき、審査請求人から処分庁1に対し、本件対象文書1について開示請求が行われ

欠き、採用できない。

ク したがって、本件対象文書の存否を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとはいえず、法5条4号に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

（第4部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

国税庁 幹部名簿

(令和6年3月31日現在)

部課名・役職		氏名	ふりがな
長官		住澤 整	すみさわ ひとし
次長		星屋 和彦	ほしや かずひこ
長官官房	審議官	中村 稔	なかむら みのる
		植松 利夫	うえまつ としお
	参事官	櫻井 淳	さくらい あつし
		陰山 英隆	かげやま ひでたか
	総務課長	原田 一寿	はらだ かずとし
	情報公開・個人情報保護室長 ・税理士監理室長 ・公文書監理室長	松井 誠二	まつい せいじ
	広報広聴室長	山本 学	やまもと まなぶ
	調整室長	(兼)松井 誠二	まつい せいじ
	監督評価官室長	長内 昌三	おさない しょうぞう
	人事課長	郷 敦	ごう おさむ
	会計課長	小平 武史	こひら たけし
	企画課長	菅 哲人	かん あきひと
	国税企画官	石澤 弘樹	いしざわ ひろき
		津田 啓二	つだ けいじ
	デジタル化・業務改革室長	大柳 久幸	おおやなぎ ひさゆき
	データ活用推進室長	山里 崇	やまざと たかし
	国際業務課長	田畑 健隆	たばた たけなが
	国際企画官	安井 欧貴	やすい おうき
		廣瀬 大	ひろせ だい
		岩間 英憲	いわま ひでのり
		細田 千草	ほそだ ちぐさ
	国際課税分析官	鴫 彰博	とき あきひろ
	相互協議室長	比田勝 隆博	ひたかつ たかひろ
	相互協議支援官	石川 博枝	いしかわ ひろえ
	厚生管理官	(兼)長内 昌三	おさない しょうぞう
	主任税務相談官	(兼)大柳 久幸	おおやなぎ ひさゆき
首席国税庁監察官	榎本 政彦	えのもと まさひこ	

関東財務局幹部職員名簿

令和6年4月1日現在

職名	氏名	ふりがな
局長	伊野 彰洋	いの あきひろ
金融安定監理官	尾崎 有	おざき ゆう
金融安定副監理官	穴戸 忠徳	ししど ただのり
首席財務局監察官	阪井 重雄	さかい しげお
財務局監察官	齋藤 和幸	さいとう かずゆき
財務局監察官	安部 純一	あべ じゅんいち
財務局監察官（東京）	神永 知子	かみなが ともこ
金融商品取引所監理官(兼)	中村 誠	なかむら まこと
金融商品取引所副監理官(兼)	村越 健	むらこし たけし
統括法務監査官	横井 薫	よこい かおる
証券取引等監視官	豊永 康史	とよなが やすし
証券取引等副監視官	関根 宏	せきね ひろし
証券取引等副監視官	興野 隆昌	きょうの たかまさ
証券取引等副監視官	川上 浩司	かわかみ こうじ
証券検査指導官	高岡 武洋	たかおか たけひろ
統括証券検査官	棟本 晃弘	むねもと あきひろ
統括証券検査官	古川 亨	ふるかわ とおる
統括証券検査官	三枝 直樹	さいぐさ なおき
統括証券検査官	宮坂 和男	みやさか かずお
統括証券検査官	渋谷 高志	しぶや たかし
統括証券検査官	上遠野 仁	かとうの ひとし
統括証券検査官	幼方 貴則	うぶかた たかのり
統括証券検査官	鈴木 裕史	すずき ひろふみ
統括証券検査官	大場 謙治	おおば けんじ
統括証券検査官	鳥居 典正	とりい のりまさ
統括証券検査官	林 吉紀	はやし よしのり
統括証券検査官	林 泰宏	はやし やすひろ
統括証券検査官	長谷川 力	はせがわ ちから
統括証券検査官	磯 博明	いそ ひろあき
統括証券検査官	若狭 智子	わかさ のりこ
統括証券検査官	渋谷 みどり	しぶや みどり
統括証券検査官	土屋 香織	つちや かおり
統括証券検査官	眞島 洋暁	ましま ひろあき
統括証券調査官	一場 俊宏	いちば としひろ
統括証券調査官	仁平 和希	にへい かずき
統括証券取引審査官	田中 克己	たなか かつみ
統括証券取引審査官	高波 克博	たかなか かつひろ
統括証券取引特別調査官	畠田 宏祐	はただ こうすけ
統括証券取引特別調査官	増永 忠	ますなが ただし
【総務部】		
総務部長(兼)	伊野 彰洋	いの あきひろ
総務部次長	長谷川 一彦	はせがわ かずひこ
総務課長	松下 敬司	まつした たかし
人事課長	前澤 浩	まえざわ ひろし
会計課長	東山 達郎	ひがしやま たつろう
厚生課長	野原 潤一	のほら じゅんいち
業務管理課長	水野 敏宏	みずの としひろ

職名	氏名	ふりがな
経済調査課長	満谷 聡	みつたに さとし
財務広報相談室長	三橋 優子	みつはし ゆうこ
合同庁舎管理官	樽澤 裕二	たるさわ ゆうじ
研修課長	中村 富士子	なかむら ふじこ
【理財部】		
理財部長	田村 嘉啓	たむら よしひろ
理財部次長	大石 雅之	おおいし まさゆき
理財部次長	中村 誠	なかむら まこと
検査監理官	松本 浩	まつもと ひろし
金融監督官	萬場 大輔	まんば だいすけ
金融監督官	奥 愛	おく あい
金融監督官	粟野 節夫	あわの せつお
主計第1課長	宇佐美 護	うさみ まもる
主計第2課長	檀浦 現利	だんのうら あきとし
主計第3課長	平塚 照夫	ひらつか てるお
理財第1課長	村越 健	むらこし たけし
理財第2課長	高橋 悦治	たかはし えつじ
理財第3課長	藤田 弘明	ふじた ひろあき
統括証券監査官	森田 剛司	もりた つよし
統括証券監査官	北村 剛	きたむら つよし
統括証券監査官	竹安 芳一	たけやす よしかず
統括証券監査官	武田 馨	たけだ かおる
統括証券監査官	井上 健太郎	いのうえ けんたろう
金融総括課長	樫山 順一	かしやま じゅんいち
検査総括課長	武藤 学	ぶとう まなぶ
審査業務課長	今村 守雄	いまむら もりお
検査指導官	平藤 出	ひらふじ いずる
特別金融証券検査官	富澤 和生	とみざわ かずお
特別金融証券検査官	山田 雅次	やまだ まさつぐ
特別金融証券検査官	穴戸 誠	ししど まこと
特別金融証券検査官	鈴木 正志	すずき まさし
特別金融証券検査官	黒柳 明雄	くろやなぎ あきお
特別金融証券検査官	佐久間 善弘	さくま よしひろ
統括金融証券検査官	宇野 太加緒	うの たかお
統括金融証券検査官	江守 房彦	えもり ふさひこ
統括金融証券検査官	山岸 直樹	やまぎし なおき
統括金融証券検査官	平 博史	たいら ひろし
統括金融証券検査官	田中 智博	たなか ともひろ
統括金融証券検査官	西村 光章	にしむら みつあき
統括金融証券検査官	豊田 淳治	とよだ じゅんじ
統括金融証券検査官	柳岡 正啓	やなぎおか まさひろ
統括金融証券検査官	田淵 裕樹	たぶち ひろき
統括金融証券検査官	池田 潔	いけだ きよし
統括金融証券検査官	井上 崇	いのうえ たかし
統括金融証券検査官	長谷川 武志	はせがわ たけし
統括金融証券検査官	大泉 和也	おおいずみ かずや
統括金融証券検査官	町田 智之	まちだ ともゆき
金融監督第1課長	亀本 雅史	かめもと まさし
金融監督第2課長	水島 裕貴	みずしま ひろたか

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナ保険証の利用登録の解除について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等の皆様のこれまでの取組へのご尽力に重ねて御礼申し上げます。

昨年12月27日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和5年政令第374号）により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の健康保険証は同日以降、発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされたところです。

マイナ保険証によるオンライン資格確認は、医療DXの基盤であり、国民にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療（多剤重複投薬・併用禁忌の防止など）を低い窓口負担で受けることができること、書類提出によらずに、自己負担限度額を超える支払が免除されることなどのメリットがあります。また、医療現場においてマイナ保険証が定着することは、電子処方箋、電子カルテ情報、予防接種、公費負担医療等、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築に向けて、その前提となるものであり、政府として、医療機関・薬局、医療保険者等、事業主など医療に関わる全ての機関・団体が一丸となってマイナ保険証の利用促進に取り組むこととしています。

他方、昨年8月8日にとりまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」において、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続であることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手続を行うことができる

よう、システム改修を行う。」こととされており、その詳細は以下のとおりですので、内容についてご丁知いただくとともに、自保険者システムの改修等の必要な対応について遺漏なきようご準備をお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

1. 利用登録解除の手続

利用登録の解除を希望する者は、加入する医療保険者等に申請をします。解除申請書は任意様式としますが、参考として、別添をご参照ください。

解除申請を受け付けた各医療保険者等は、申請者が有効な健康保険証を有していない場合には当該申請者に資格確認書^{※1}を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーに解除希望者の情報を登録します。登録された情報はオンライン資格確認等システムへ連携され、医療保険者等向け中間サーバーへの登録の翌月末（予定）に、申請者の健康保険証利用登録が解除されます^{※2}。

なお、健康保険証の利用登録が解除された後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

※1 改正法の施行後は、マイナ保険証によりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認することとしています。

この点、マイナ保険証の利用登録が解除された者については、本人の申請によらず、各医療保険者等が資格確認書を交付する運用としており、各医療保険者等におかれましては、利用登録の解除申請の受付と同時に、当該者が有効な健康保険証を有していない場合は資格確認書の交付手続を行ってください。

※2 解除手続の完了後は、本人はマイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から、利用登録が解除されていることを確認できます。また、実施機関から全医療保険者等に対し、月次で加入者の利用登録状況を通知する予定です。

2. 医療保険者等の自保険者システムの改修

利用登録の解除に関する医療保険者等の自保険者システムの改修については、社会保険診療報酬支払基金が昨年12月28日付でデジタルPMOに掲載した「加入者情報に係るインターフェイスおよび医療保険者等に影響する改修案件について」p40～42に示していますのでご参照ください。各医療保険者等におかれましては、システムベンダーへ改修の依頼を行う等、本年10月末目途の解除申請受付開始に向け、必要な準備をお願いいたします。なお、各医療保険者等における自保険者システム改修の対応状況については、おつて厚生労働省から確認させていただく予定であることを申し添えます。

3. スケジュール

本年10月 項目 利用登録の解除機能のリリース・解除申請受付開始
本年12月2日 改正法施行